輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和4年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和4年度の初日から令和4年9月30日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

記

項	概要	上段:輸入基準数量		上段:輸入数量		¥	
		下段:協定対象外輸之	入基準数量	下段:協定対象タ	卜輸入数量	差	分
1	低脂肪乳	0	トン	0	トン	0	トン
		0	トン	0	トン	0	トン
2	飲用乳	111	く	38	くく	73	ぐ
		110	トン	38	トン	72	トン
3	クリーム	53	トン	43	トン	10	トン
		43	トン	41	トン	2	トン
4	粉乳類	39,597	く	8,569	イ	31,028	トン
		32,077	トン	7,573	トン	24,504	トン
5	無糖れん乳	2,540	ベ	423	イ	2,117	く
		2,537	く	423	くく	2,114	トン
6	加糖れん乳	354	く	14	くく	340	トン
		254	トン	14	トン	240	トン
7	ヨーグルト	13	く	8	くく	5	トン
		13	トン	8	トン	5	トン
8	バターミルク	17	く	9	イイ	8	トン
Ů		17	トン	9	トン	8	トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	52,924	く	24,913	イイ	28,011	トン
		39,833	トン	20,944	トン	18,889	トン
10	その他の乳製品	12,655	く	2,790	く	9,865	くく
		9,733	トン	1,750	トン	7,983	トン
11	バター	22,803	トン	4,641	トン	18,162	トン
		19,998	トン	4,387	トン	15,611	トン
12	豆類	80,402	トン	45,974	トン	34,428	トン
		32,815	トン	23,014	トン	9,801	トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,547,712	トン	2,451,567	トン	3,096,145	トン
		4,396,456	トン	2,262,714	トン	2,133,742	トン

				1		1	
14	大麦及びその加工品・調製品	1,227,096	トン	623,642	トン	603,454	トン
14		226,552	トン	111,582	トン	114,970	トン
14の2	米及びその加工品・調製品	706,967	トン	326,708	トン	380,259	トン
		706,467	トン	326,708	トン	379,759	トン
15	コーンスターチ ばれいしょでん粉	3,762	トン	1,374	トン	2,388	トン
13		3,603	トン	1,230	トン	2,373	トン
16		10,508	トン	6,727	トン	3,781	トン
10	134111.03 (704)	8,752	トン	6,619	トン	2,133	トン
17	マニオカでん粉	164,346	トン	74,340	トン	90,006	トン
17		163,917	トン	74,340	トン	89,577	トン
10	サゴでん粉	19,406	トン	8,712	トン	10,694	トン
18		19,406	トン	8,712	トン	10,694	トン
19	その他のでん粉	1,496	トン	850	トン	646	トン
19		1,308	トン	850	トン	458	トン
20	イヌリン	2,774	トン	1,114	トン	1,660	トン
20		72	トン	23	トン	49	トン
21	落花生	33,564	トン	18,786	トン	14,778	トン
21		20,641	トン	9,453	トン	11,188	トン
22	-//-u/#	156	トン	144	トン	12	トン
22	こんにゃく芋	156	トン	144	トン	12	トン
23	ミルク調製品	10,039	トン	2,190	トン	7,849	トン
23	ミルグ神袋中	4,879	トン	420	トン	4,459	トン
24	でん粉調製品	287	トン	196	トン	91	トン
24		287	トン	196	トン	91	トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0	トン	0	トン	0	トン
20		0	トン	0	トン	0	トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,970	トン	1,255	トン	3,715	トン
20		2,580	トン	574	トン	2,006	トン
27	調製食用脂	18,993	トン	5,505	トン	13,488	トン
		2,415	トン	881	トン	1,534	トン
28	繭	4.5	トン	0.5	トン	4.0	トン
20		4.5	トン	0.5	トン	4.0	トン
29	生糸	260	トン	110	トン	150	トン
		260	トン	110	トン	150	トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。 ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象 外輸入基準数量を超えること。